

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和33年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	レ適用 非適用
団体名	芽室町	職員数（H19.4.1現在）	3人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	203（H18）	公営企業債現在高（百万円）	2,669（H18）
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	20（H18）
不良債務（百万円）		財政力指数	0.430（H18）
資金不足比率（％）		実質公債費比率（％）	16.8（H19）
		経常収支比率（％）	81.9（H18）

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 レ 該当なし

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 レにしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	芽室町公的資金保証金免除繰上げ償還に係る公営企業健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	芽室町長 宮西義憲
既存計画との関係	芽室町集中改革プランと併せ、経営改革を推進する。
公表の方法等	団体HP・議会所管委員会への説明
基本方針	* 効率的、効果的な企業会計運営 経費削減のに努めながら水道水の供給体制を維持して、住民福祉の増進を図り、最小の経費で最大の効果をあげるよう会計運営をに努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	203	147	259	608
	補償金免除額	30	34	45	110
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	202,942	146,543	258,873	608,358
合 計 (A)		202,942	146,543	258,873	608,358
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		202,942	146,543	258,873	608,358

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本町は市街地周辺の住宅団地の造成に伴い、市街地人口は年々増加しており、それに伴って給水人口、給水収益も増加傾向を保っている。この傾向は今後も続くと思われ収益的収支は好調を維持するものと予想される。</p> <p>水道料金については、平成14年度以降料金改正を行ってはいないが、10m³あたりの料金については全道平均2,025円を上回る2,370円という状況となっている。</p>	
経営課題	課 題	資本的収支不足財源の確保
	<p>収益的収支は、毎年純利益が生じているが、資本的収支については平成22年に企業債元金の償還のピークを迎えるにあたり、資本的支出に対し、資本的収入が不足する額が増大していく状況となっている。</p>	
	課 題	収納率の向上
	<p>現年度分については例年97%前後となっているが、過年度分については不景気を反映し年々滞納額が増えている状況となっている。</p>	
	課 題	
留意事項	課 題	
	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	84.1	84.7	86.1	88.6	90.3	91.9	96.9	98.6	103.8	105.9	
総収支比率(法適用)	(%)	100.2	102.4	106.2	107.3	111.6	107.4	112.9	114.2	119.6	121.4	
経常収支比率(法適用)	(%)	100.2	102.4	106.2	107.6	111.6	107.4	112.9	114.2	119.6	121.4	
営業収支比率(法適用)	(%)	120.2	119.1	124.3	125.5	128.4	126.7	127.9	126.1	129.8	130.4	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	13.4	14.4	12.8	12.6	13.1	9.2	9.1	8.9		
	うち基準内繰入金	(%)	13.4	14.4	12.8	12.6	13.1	9.2	9.1	8.9		
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	10.1	9.8	4.0	5.7	11.1	8.0	8.3	10.3	8.7	9.8
	うち基準内繰入金	(%)	10.1	9.8	4.0	5.7	11.1	8.0	8.3	10.3	8.7	9.8
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	本町の水道料金については、平成14年度以降料金改定を行っていないが、平成19年4月1日現在において、全道平均を上回っており、また、今後も給水戸数の増加、及び純利益が生じていくものと見込まれるため、本計画期間内において料金改定は行わないものとする。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については、資本費・給水原価が国の基準を上回ることから一般会計から高料金対策補助金を繰り入れているが、平成22年度においては、前々年度(平成20年度)の給水原価が国の基準を下回ることが予想される為、高料金対策補助金は無くなる見込みである。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特に予定は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成19年度からコンビニ納付を導入したことから収納率の向上が見込まれ、また、平成21年度に水資源の有効利用を図る為、漏水調査を実施する予定である。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>* 芽室町集中改革プランにおける職員数削減目標 H17.4.1 327人 H22.4.1 294人 進捗状況 H19.4.1 318人(目標値 318人) 【上水道事業会計分についての数値目標は設定されていない】</p> <p>* 健全化計画以前ではあるが、平成16年度に退職者の不補充、職員の配置転換により2名減で、3名の最小人員により事業運営に当たっている。 【課題】</p> <p>* 平成22年度に職員1名(水道技術管理者)が定年退職となり、後任に30代の有資格者を選任することにより、人件費の削減を図る。 ・改善額(削減額)平成22年度:給料1,731千円 その他(手当、共済費)1,650千円 平成22年度:給料1,650千円 その他1,600千円</p>
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年度から国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施している。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当職員なし
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給は実施していない。 早期退職勧奨制度による退職時特別昇給については、職員数の縮減を推進するための有効な制度であり、やむを得ないものとするが、職員定数適正化計画に基づく職員数の状況も勘案しながら廃止についても検討する。
福利厚生事業のあり方	北海道市町村職員共済組合の負担金のみ
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>* 平成21年度に漏水調査を実施することにより有収率を向上させ、経営の効率化を図る。 改善額 H21年度 有収率2.5%UP 改善水量45,000m³ × 給水原価261円 = 11,745千円 H22年度 有収率5.0%UP 改善水量90,000m³ × 給水原価249円 = 22,410千円 H23年度 有収率4.0%UP 改善水量72,000m³ × 給水原価244円 = 17,568千円</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>コンビニ納付の導入及び徴収体制の強化</p> <p>住宅団地の造成による給水戸数の増加</p>	<p>* 全道平均以上の料金水準であり、収益的収支は毎年利益を計上している。</p> <p>* 平成16年度から収益的収支の改善を図る為、量水器の口径別負担金制度を導入。</p> <p>・量水器口径別負担金の収入見込み H19年度:150台 11,031千円 H20年度:145台 9,749千円 H21年度:140台 9,804千円 H22年度:130台 8,804千円 H23年度:120台 8,489千円</p> <p>* 平成19年度からコンビニ納付を導入しており、また、夜間の納入相談の実施などで水道利用者の利便性を図ることによって平成19年度以降毎年、現年度分で0.2%、過年度分で3%収納率の向上を目指す。【課題】</p> <p>* 芽室町市街地の東地区に造成された住宅団地(東めむろニュータウン)は今後も毎年20戸程度の住宅建設が見込まれ、それに伴い給水収益も増加すると見込まれる。【課題】</p> <p>・平成19年度以降の1年当りの改善額:1戸1ヵ月分の水道料(20m³使用)5,008円×12ヵ月×20戸=1,201,920円</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>* 本町のホームページや広報誌で公表する。</p> <p>* 平成17年度から本格的に事務事業評価制度を導入。評価結果を事務事業改善・予算・決算・各種計画立案に活用する。</p>
<p>5 その他</p>	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	現時点において、正職員3名、臨時職員1名の体制で企業会計を運営しているが、道内の同規模の水道事業体と比しても少ないほうである。平成22年度には職員1名（水道技術管理者）が定年退職となるが、30代の有資格者を配置することで人件費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は生じていないが、平成19年度からはコンビニ納付制度を導入済みであり、夜間納入相談を行うことなどにより水道利用者の利便性を図って今後の収納率の向上を目指す。 また、平成16年度からは収益的収支の改善を図る為、量水器の口径別負担金制度を導入している。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しは無いが、高料金対策補助金については企業債支払利息の減少等による給水原価の低下により、平成22年度には無くなる見込みとなっている。
4 その他	平成21年度に漏水調査を実施し、水資源の有効活用を図る。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1						0						0
2	未収金の徴収対策	29	27	28	28	32		29	28	27	26	25	
	改善額	1	3	2	2	-2	-3	3	4	5	6	7	25
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
2	その他(住宅団地の造成による給水戸数増)				1	6	8	15	1	2	4	5	6
	改善額												18
2	その他(量水器口径別負担金の創設)												
	改善額			15	11	12	38	11	10	10	9	8	48
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	39	38	25	23	24		25	25	25	21	21	
	改善額		1	14	16	15	46	-1	-1	-1	3	3	3
	給与水準	20	20	13	12	13		13	13	13	11	11	
	改善額			7	8	7	22				2	2	4
	その他(手当、共済費)	19	18	12	11	11		12	12	12	10	10	
	改善額		1	7	8	8	24	-1	-1	-1	1	1	-1
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	5	5	3	3	3		3	3	3	3	3	
	増減数(人)			-2			-2						
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
4	その他(漏水調査の実施)												
	改善額				12	25	37				12	22	18
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2905	2841	2814	2780	2669		2555	2450	2342	2238	2136	
	増減	52	64	27	34	111		219	105	108	104	102	
	計画前5年間改善額 合計						179						149
	改善額 合計												110

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

4 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	14	14	14	15	15	15	15	15	15	16
年間総有収水量 (千m ³)	1,501	1,516	1,518	1,546	1,538	1,552	1,564	1,584	1,594	1,605
公称施設能力 (m ³ /日)	7,820	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
1日最大配水量 (m ³ /日)	6,063	6,260	6,746	6,231	6,372	6,400	6,450	6,500	6,550	6,600
最大稼働率 (%)	77.5	73.7	79.4	73.3	75.0	75.3	75.9	76.5	77.1	77.6
供給単価 (円/m ³)	257.28	258.53	258.00	257.71	257.52	257.68	258.89	258.24	258.48	258.64
給水原価 (円/m ³)	305.99	305.19	299.80	290.97	285.25	280.25	267.21	261.99	249.00	244.18

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

町内に3箇所の簡易水道があるが、上水道との統合を前提に平成20年度において簡易水道同士の統合に関する調査委託を計画しており、平成21年度及び平成22年度において認可変更、実施設計を予定している。